



病院図書館員と司書資格 —その意義を考える—

首藤 佳子

一般的に「資格」の意義は、その資格がいかに社会的に必要か、その資格を持った人がなぜ求められるかを示す「社会的な意義」と、資格を持っている本人にとっての「個人的な意義」の両面がある。本稿では、この二つの側面から病院図書館員にとっての「司書資格」の意義を考えてみたい。

I. 「資格」を成り立たせているもの

まず、「資格」を「資格」たらしめているものは何かについて考えてみる。言うまでもないことであるが、「資格」は、その資格を有する者が独自の専門的な知識と技術をもって社会の中でその役割を果たすためにある。こうした資格制度を成り立たせているのが、教育、試験と社会的な受け皿である。そして、有資格者に対しては法的にその権限を認め、保護すると同時に、それに伴う義務や責任も負わせている。このうち、教育は「資格」の基礎をなすもので、教育の質の多いものほど資格の価値も高い。試験についてもハードルが高いほど、その資格の社会的価値が高くなる。

こうした「資格」を持った者の多くは職能別、業種別に団体を結成して情報交換を行い、継続教育等を通して専門的資質の向上を図り、職業的倫理の醸成、職業上の利益保護などについても活動を行っている。

II. 医療界における司書資格

では、私たち病院図書館員が働く医療の世界、病院において、司書資格の意義が認められているかどうか、すなわち社会的に意義があると考えられているかどうかを見てみたい。

1. 医療関連法律および基準

「医療法」第22条および第22条の2、臨床研修指定病院の指定基準、各種医学会認定教育施設の認定項目には図書室の設置や所蔵資料に関する記載がある。しかし、司書職の配置については言及されていない¹⁾。わずかに臨床研修指定病院指定基準、病院調査表18で、図書係職員として「司書」の文字が見えるが、その配置を義務づける文言はない^{2) 3)}。このほか、「病院機能評価項目」(日本医療機能評価機構)、「病院機能標準化マニュアル」(日本病院会)⁴⁾などに、図書館や職員に対する基準があるが、この中でも司書資格の意義は明確に打ち出されていない。

2. 医学医療関係者の認識

次に、現場の医学医療関係者の病院図書室および図書館員に対する認識はどうか。これについては今までにめぼしい調査は見当たらない。近畿病院図書室協議会発足後間もない時期に「利用者ニーズ調査」が行われているが、これはあまりにも古い。昨年、田引淳子が「現代の図書館」誌に、医療従事者の文献取り寄せの現状と評価、課題を発表したが、その中で病院図書室を通して取り寄せた医学情報は診療、研究などに「役立った」とする医師が96.8%となっている他、すべての職種でこうした文献情報が

有用であり、患者ケアに影響を与えたということである⁵⁾。この例のように医療の現場では図書館サービスは決して評価されていないわけではなく、特に医療の質の保証に関して図書館の役割は大方の認めるところであろう。しかし、この場合にも担当者の司書資格の有無が特に問題にされているわけではなさそうである。

ところで、当協議会では診療ガイドライン策定や臨床疫学特別セミナー（京大）への協力を行ってきた。こうした病院外の他の分野の専門家との協同においては、病院図書館員は資格をもった情報分野の専門家であることが自明のことと遇され、院内に於けるよりその役割規定が明確である。

3. 医学情報関係者における認識

また、昨今、情報のデジタル化は加速度的で、インターネット情報資源の増加もめざましい。こうした中で、市場の開拓はまず機関ユーザーが対象になる。情報資源の利用の拠点としての図書館が改めてクローズアップされてきた。各種電子製品のトライアルにモニターとしての役割を担うことも多い。各種データベースベンダーとの交流を通して、ユーザーインターフェイスの改善などに関わるようになった。こうした場でも病院図書館員は、一定専門家として遇される。

その他、当協議会では昨夏、文化庁を訪問して著作権に関する会長見解を提出したが、「著作権法」上も、担当者は司書資格を持っていることが望ましいようだ。

4. 一般市民の病院図書館および病院図書館員に対する認識

次に病院図書館についての一般市民の認識はどうか。これについての意識調査も文献的には見当たらないが、平成12年度に行われた全国19病院（回答3,221人）における「患者・家族の需要調査」では、医学医療情報の入手源として図書館をあげる人は少なかった⁶⁾。それでも他の図書館に比べると、病院図書館は比較的患者に身近な図書館ではあるようだ。しかし、情報

源としての期待度、信頼度は、医師や看護婦など医療スタッフへのそれにははるかに及ばない。これは、病院図書室が一般に公開されない、一部の関係者しか利用対象にしてこなかったこと、患者への直接サービス部門ではないことが主たる要因であろう。

最近になって、病院の患者に対する医学医療情報の提供がマスコミでたびたび取り上げられるようになった。こうした市民や患者との接点を模索する活動は、病院図書室や病院図書館員に対する認識を深める上で効果が期待できそうである。法的、倫理的な職業上の責任をもってサービスを提供する資格としての「司書資格」が改めて問われるようになるかもしれない。

5. 「認定（専門）資格」の動向

近年、図書館界においてはそれぞれの館種ごとの認定資格制に関してさまざまな論議が起こっている。これは現行司書教育の内容では各専門分野の情報や資料提供の知識、技術の習得が不十分のため、独自に専門資格を作りその不備を補おうとする考え方である。病院図書室でも「病院図書館員認定資格制度」についての検討と提案が行われたことは周知のとおりである⁷⁾。詳細は省略するが、これも現行司書教育の不備を補い、継続教育のシステムを作ると同時に、病院図書館員の社会的認知を促そうという目的で取り組まれた事業であった。こうした認定資格については専門図書館協議会や私立大学図書館協会でも考えられているようで、最近では日本医学図書館協会でも「医学情報専門員」（仮称）の認定資格規程（案）を作成し、取り組みを始めたようである。

以上、見てきたように病院図書館員の司書資格については、その社会的意義はまだ広く明快な形で認知されているとはいえず、その輪郭は不鮮明である。したがって、その位置づけ処遇共に不安定である。しかし一方では、これを克服すべく、さまざまな模索が始められている。

Ⅲ. 病院における司書雇用の状況

では、現実に病院図書館員のなかで司書の占める割合はどうか。近畿病院図書室協議会年次統計によると、この10年ほどは全体に占める司書の割合は約50%で推移している。社会的認知度の低い病院図書室で、それでも約半数の職員が司書である。これは、病院で必ずしも「司書資格」が無意味ではないことを物語っている。

しかし、こうした認識がある一方で、最近の病院図書館員の雇用状況を見ると、派遣職員が徐々に増加傾向にある。司書の仕事を主として図書の整理、管理に限定してこうした雇用がなされるのであろう。派遣職員が業務上問題になるのは、継続教育が保証されないこと、立場上図書館のマネジメントについて発言権を持たないこと、責任ある仕事に関与できないことである。医療の中で情報の重要性が増してきている現状ではこうした事態は決して望ましいものではない。

Ⅳ. 病院図書館員にとっての司書資格

一方、病院で働く図書館員にとって司書資格はどういう意義があるか。

1. 現行司書教育と病院図書館員

まず、病院で図書館員として働くのに必要な知識技術が現行司書教育で養成されているかという点に関しては、残念ながらそのギャップは決して小さくはない。多くの病院図書館員は資格を持っているにもかかわらず、当初は必要とされる知識や技術がないことにとまどい、まったく勝手が違うことに不安を覚える。現行司書教育が公立図書館司書の養成を目的になされているからである。

それでも資料が印刷体であった時代には、まだ何とか時間をかけて随いていくことができた。現在のように、メディアが多様化し、めまぐるしく情報環境が変化する時代にあっては、病院図書館員にとっては現行司書資格の意義は相対的にむしろ低下してきていると言ってよい。「情報」をめぐる各主題分野の専門家が入り乱れ、情報技術の専門家と図書館員の境目

も確とはしなくなってきているようだ。

こうしたメディアの変化の他にも、医学専門分野の知識、医学医療情報提供における専門的な知識と技術、医療界個有のサービスなど、現場に配属されてはじめて体験する事柄も多い。基礎教育と実践とのこうしたギャップはどの分野においても同様であろうが、病院図書室はほとんど一人職場のためか、より痛切に自覚させられることになる。

このように、知識や技術の面では資格を持っていることの意義はあまり感じられないのだが、精神的な面においては程度の差はあれ、「自分は司書である」という自覚があり、仕事をする上での支えにしているというのが現状なのであろう。しかし、一方では処遇の面で専門職として認知されることは少なく、自覚を持っているが故にかえって不遇感を強く持つ場合も往々にしてあるようだ。

2. 病院図書館員の職業意識

先に多くの病院図書館員が司書としての役割を自覚しながら仕事をしていると述べたが、職業意識の現れであろうか、各種病院図書館の団体やグループが多数結成され、一部の病院図書室は日本医学図書館協会にも加盟している。これら団体の主な目的は相互利用と継続教育、さまざまな調査研究活動で、図書館機能を向上させ担当者の資質の向上を図ることにある。参加する病院図書館員は資格の有無を問わない。資格よりも現実的な機能を重視しているのである。しかしおもしろいことに、担当者について、統計面では常に「資格の有無」を問い、それについて論評がなされる。どこかに「司書資格」を実のあるものにしたという意識が働いているのかもしれない。

このほか、医学情報サービス研究大会、日本病院会全国図書室研究会、各種医療情報関連研修会への病院図書館員の参加も多い。職業人としての自立性、調査研究活動、自己研鑽など、困難な環境の中での努力もまた専門職意識の現

れと考えることができる。

一方、こうした団体への帰属意識に比べて日本図書館協会への関心はあまり高くない。司書であるという意識を持ちながらも、図書館界の主な流れからは遠いというのが実情である。「司書資格」が真に意味のある資格となるためには、図書館界全体の問題として考えられるべきで、全体を統合する何らかの機関の設置が望ましい。

V. むすび

病院図書館員における司書資格について、その社会的意義と個人的意義の両面から概観した。社会的意義については、まだまだ認知されるにはほど遠い状況であり、個々の病院図書館員にとっても、現行司書資格の実質的意義は乏しい。しかし、司書であることは職業上の精神的な支えとして、専門職としての自覚を促す大きな力となっていることも事実である。

病院は国家資格を持った専門家の集まる場所である。病院図書館員の悩みは、こうした中で実感する司書資格の存在感、存在意義の希薄さである。職業的アイデンティティを確かなものにするためには、医学医療情報のスペシャリストとして、他の医療専門職に伍していけるような資質を身につけることが大切であろう。司書資格の意義を意義たらしめるのは、まずは他ならぬ司書自身である。それとともに、今さまざ

まな場で取り組まれようとしている司書の専門資格論議の動向に注目し、その成果を期待したい。

参考文献

- 1) 医療法. 平井宜雄他編. 六法全書 平成14年版. 東京:有斐閣;2002. p.3895.
- 2) 臨床研修研究会編. 臨床研修病院ガイドブック2002. 東京:日本医事新報社;2001. p.1078.
- 3) 田中文字子. 学会教育施設の図書室規程—アンケートを実施して—. 病院図書館. 1997;17(4):135-140.
- 4) 日本病院会編. 病院機能標準化マニュアル. 東京. 日本病院会;1997.
- 5) 田引淳子: 病院図書室における相互貸借の現状と課題—医療従事者の望む相互貸借の改善点. 現代の図書館. 2001;153-158.
- 6) 山口直比古他. 患者・家族の重要調査. 丹後俊郎編. 厚生科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業 日本におけるEBMのためのデータベース構築および提供利用に関する調査研究 平成12年度総括・分担研究報告書;2001. 19-35.
- 7) 近畿病院図書室協議会認定委員グループ編. 「病院図書館員認定資格制度」に関する報告書. 京都:近畿病院図書室協議会;2002. 3.